

電波監理審議会（第1096回）議事録

1 日時

令和3年12月22日（水）15：00～16：15

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、兼松 由理子（会長代理）、笹瀬 巖、
長田 三紀、林 秀弥

(2) 審理官

越後 和徳、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 博史（情報流通行政局長）、藤野 克（大臣官房審議官）、
三田 一博（総務課長）、鎌田 俊介（国際放送推進室長）

（総合通信基盤局）

二宮 清治（総合通信基盤局長）、野崎 雅稔（電波部長）、
林 弘郷（総務課長）、荻原 直彦（電波政策課長）、
小津 敦（基幹・衛星移動通信課長）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

(1) 開	会	1
(2) 諮問事項 (総合通信基盤局)		
	航空機局の無線設備等保守規程の認定	
	(諮問第22号)	1
(3) 報告事項 (総合通信基盤局)		
	周波数再編アクションプラン (令和3年度版) (案) に対する意見募	
	集の結果	9
(4) 報告事項 (情報流通行政局)		
	情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ (案)	
		22
(5) 閉	会	30

開 会

○日比野会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国内発生動向を踏まえて、社会・経済活動の制限緩和が順次進められているところではございますが、政府においては、引き続きテレビ会議の積極的な実施に努めることとされているため、本日の12月期定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項が1件、それから報告事項が2件となっております。

それでは、諮問事項の審議に入りますので、総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○日比野会長 それでは、審議を開始いたします。

諮問事項（総合通信基盤局）

(1) 航空機局の無線設備等保守規程の認定

(諮問第22号)

○日比野会長 諮問第22号、航空機局の無線設備等保守規程の認定について、小津基幹・衛星移動通信課長から説明をお願いいたします。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。基幹・衛星移動通信課の課長をしております小津と申します。よろしくをお願いいたします。

○日比野会長 よろしく申し上げます。

○小津基幹・衛星移動通信課長 航空機局の無線設備等保守規程の認定について、御説明させていただきます。

本件につきましては、資料の1ページのとおり、AIRDOというキャリアから保守規程の認定の申請が来ております。この保守規程については、日本の24者あるうち既に12者について認定しており、今回のAIRDOが13者目ということになります。

資料2ページ目、よろしいでしょうか。まず、保守規程の認定制度の概要について、御説明をさせていただきたいと思っております。

この保守規程の認定制度自体は、平成30年8月から運用を開始しております。この2ページ左下の絵のとおり、まず免許人は、PDCAサイクルを活用して、無線設備等の点検や保守に関する規程を自ら作成します。それを総務大臣から認定を受けます。それをもって点検・保守業務を始めることとなります。定期的に、その実施状況や不具合が発生したときの概要について報告をすることとなります。

この保守規程の主な記載事項は、この2ページの右側の中央部にあります。内容的には、右側の下側です。大きく分けて2点あり、1点目はベンチチェックと呼ばれる電気的特性の点検で、無線機を実際に機体から取り卸して、そこで試験を行います。

それから、2つ目は総合試験で、これは実際に機体を飛ばして無線機の試験を行います。

この保守規程の認定を受けると、従来の定期検査が大体1年から2年の間隔で行う必要があったものが、認定を受けると、5年等の年限のうちに自分で検査を行うこととなります。

項目によっては、他の法律の規定の関係から、1年や2年間隔となっていま

すが、概ね5年間隔となります。この結果、エアラインは、5年等の期間の間に自ら検査することになるため、運航、人員、あるいは予算等について、自由度を持って対応することが可能となります。

次、3ページ目に移らせてください。具体的に認定の審査基準が決まっています。まず、基準適合性の確認間隔が、2ページの表の範囲内であること、次に、基準適合性を確保するために十分体制を整えていることということになります。

具体的なポイントは、この3ページ目の下半分です。8つありますが、主に4つの大きな柱があるかと思っております。

1つ目は、施設・組織について体制が整っていること。

2つ目は、信頼性確保のために管理値という値を導入し、定性的ではなく定量的に分析すること。

3つ目は、点検・保守の実施方法や点検・保守の確認間隔について定めていること。

4つ目は、大事と思っておりますが、品質管理や不具合が発生した場合の対処等について用意していること。あるいは、それを実施できる仕組みを有していること。

特に、この4つ目ができているということで、リスクを自らマネージするということになると考えています。

ここに出てきた管理値が、2ページの図のPDCAサイクルを実施する上で、突発的な不具合が発生した場合において、どういった対応を行うかということを決めることとなります。不具合が発生した場合、詳細な分析を行って、点検業務の実施方法を改善するためのトリガーとなる指標ということとなります。管理値は、無線機の型式ごとに決めるということとなります。

4ページ目からは、今回、申請しているAIRDOの具体的な情報になりま

す。

まず、AIRDOは、無線機の種別として、無線局数1局とあります。この背景をまず御説明させてください。AIRDOは、現在13機の機体を保有していますが、ただ、今回、年度途中で申請することになるため、既に従来方式で12機の検査を終えています。

そこで、検査を終えていない1機のみについて、まずは申請するとともに、PDCAサイクルを回すための規程自体が十分なものであることを今回確認いたしたいとしています。新年度に入ってから、4月1日付で残りの12機について追加で加えるという形にする予定としています。

このやり方は、他のエアラインが新しい機体を購入した場合に追加することと同じ扱いということになります。年度途中であるため、今回のAIRDOの申請は1局だけになっています。

4ページ目の下半分は、彼らの点検・保守の形態です。基本的に自社体制でやっています。点検・保守業務は、大きく点検業務と確認業務に分けることができます。点検業務は、無線設備の実際の点検です。確認業務は、無線設備の点検が適切になされたことを確認する業務です。

AIRDOは、点検業務の一部を外部委託することとしています。ここに書いてありますとおり、全日空等に委託します。ただし、この委託も、きちんと規程を決めており、その権利・義務関係等も含めた体制を当方が確認しております。

一方、確認業務は、自社でやるということにしています。

5ページ目と6ページ目は、AIRDOが申請してきた保守規程の概要を取りまとめています。

主な点は、4点です。1つ目は、点検・保守を行うために適切な体制を整備しているか否かです。整備していると認められます。

また、2つ目、点検間隔についても、2ページ目のものに合致しております。

それから、3番目、無線設備の電気的特性のデータ取得について、外部委託もありますが、その得られたデータは確実に確認・点検することとしています。

4番目、信頼性確保のための管理値についても、きちんと決めています。また、不具合発生時の対処についても、きちんと決めています。

7ページ目は、先ほど出てきました信頼性管理の管理値の決め方について整理しています。

次、8ページ目は。確認間隔についてです。

9ページ目は、審査結果です。これについては、3ページ目に8項目の主な審査ポイントをお示ししましたが、それについて、審査項目に照らして適しているということを確認できました。

そういったことでありますので、今回、AIRDOについては保守規程を認定していただきたいと考えています。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○日比野会長 小津課長、説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから御質問、御意見等を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 兼松代理、お願いします。

○兼松代理 小津課長、どうも御説明ありがとうございました。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○兼松代理 今回、保守規程の申請ということでございまして、まだ実施しないで、これからという話だと思えますけど、この保守規程は、ほかのAIRDOさんと同じような規模の会社と比べても大体遜色ない内容というふうに考えてよろしいでしょうか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 保守規程を確認するとともに、リスク管理部門の方々と何度にもわたるヒアリングを行い、十分な体制を整備し、やっていける体制であると判断しています。ありがとうございます。

○兼松代理 ありがとうございます。

それと、もう一つ、来年の4月には残り12機についての申請予定であるということですが、今般、これが承認となりましたら、同じ内容で12機もやるということになるのでしょうか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 基本的に、同じ規程に基づき、実施します。実際には、他のエアラインが新しい機体を購入する場合と同様、簡易な形で申請という形となり、電監審にお諮りすることはせずに、申請を認める形となります。

○兼松代理 了解しました。どうもありがとうございます。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○笹瀬委員 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 お願いします。

○笹瀬委員 どうもありがとうございました、よく分かりました。1点お聞きしたいことは、AIRDOさんの場合はANAに委託されていますよね。委託していることに関しては、委託であって、監査とかチェックは自分でやっているということで理解していますが、その場合にANAの自社でやる管理方式と、それからAIRDOさんの方式では全く違うという問題が生じないように、お互いにすり合わせみたいなのをされることはあるのでしょうか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 これについては、AIRDOと全日空等の会社の間で委託契約を結んでおりまして、AIRDOの点検の方式でやるという

形で契約しております。

○笹瀬委員 分かりました。では、この場合は、ANAの方式ではなくて、AIRDOの方式に従って委託をするということによろしいですか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 そうなります。

○笹瀬委員 分かりました。

○小津基幹・衛星移動通信課長 その後の確認業務のプロセスでは、AIRDO自身が自ら行います。

○笹瀬委員 あと、もう一点、まだ残った航空会社はあるのでしょうか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 日本には24者あり、今回のAIRDOは13者目です。大体、折り返し点ということになるかと思います。

○笹瀬委員 なるほど。それで、ほかのところも、こういうふうにしたいというリクエストは結構多いのでしょうか。

○小津基幹・衛星移動通信課長 今年度も、あとほかに2者希望が出てきておりまして、今まさに内容の確認をしています。

ただ、保守規程の認定制度というのは、キャリアにとって、それなりにプラスの面もあります。しかし、従来方式を維持とするか、保守規程に移行するかは、各社の自由な判断です。

○笹瀬委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○日比野会長 林委員は何かございますか。

○林委員 林です。特にないですけれども、事前に御説明いただいたときは、このAIRDOというのは重大インシデントもなく、そういう意味では、こういったところには非常に気をつけていらっしゃると思いましたので、特に異存ございません。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。90年代に新興のキャリアが日本に生まれまして、その中で、今、林先生から御指摘あったとおり、

A I R D Oは、国土交通省の重大インシデントの報告を行っていない、唯一、のキャリアです。それだけ、安全に対して人一倍関心を持っていると言えるかと思えます。よろしくお願いいたします。

○日比野会長 長田委員は何かございますか。

○長田委員 ありがとうございます。長田からは特にございません。よろしくお願いいたします。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

日比野からも特段ございませんが、依然としてコロナが長期化する中で、航空会社にはなかなか厳しい経営環境が続いているという状況だと思います。本諮問のように認定者が増えていって、効率的な保守・運用が促進されていくということは大変結構なことだと思います。

今回のA I R D Oについては、先ほどの話にあったように重大インシデントが全くないということで、そういった事業者が認定制度を採用して、A I R D Oの取組の中で有効性が高いもの、あるいはベストプラクティス的なものが共有されていくとよろしいのかなと、そんな感想を持ちました。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○日比野会長 あとはよろしいでしょうか。

それでは、決を採りたいと思います。諮問第22号は、諮問のとおり認定することが適当であるという旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

○林委員 賛成いたします。

○長田委員 賛成です。

○笹瀬委員 結構です。

○兼松代理 結構です。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、原案どおり決することといたします。ありがとうございます。

○小津基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。本日、早速、報道発表させていただきまして、速やかにA I R D Oが本認定制度による点検・保守業務を実施できるよう、1月1日付で認定をしたいと思っております。どうもありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

報告事項（総合通信基盤局）

（1）周波数再編アクションプラン（令和3年度版）（案）に対する意見募集の結果

○日比野会長 それでは、続きまして報告事項ですが、周波数再編アクションプラン（令和3年度版）の案に対する意見募集の結果につきまして、荻原電波政策課長から説明をお願いいたしたいと思えます。

○荻原電波政策課長 電波政策課の荻原でございます。よろしくお願いたします。

本日は、周波数再編アクションプラン（令和3年度版）の意見募集結果について、御報告させていただきます。

資料、1枚めくっていただきまして2ページ目を御覧ください。アクションプランの案につきましては、9月13日の電波監理審議会に御報告させていただいて、その後、1か月間、意見募集を行っております。意見を踏まえて、取りまとめたアクションプランについては、11月15日に既に公表させていただいております。

11月の電波監理審議会は休会でございましたので、遅くなりましたけれども、

本日、御報告申し上げる次第でございます。

2 ページ目の 2 ポツにございますように、意見の提出件数ですけれども、合計 107 件となっております。

次のページを御覧ください。3 ページ目ですけれども、これについてはアクションプランの概要でございますので、説明は割愛させていただきます。

次のページを御覧ください。4 ページ目になりますが、アクションプランの主なポイントを示しております。周波数再編の目標のほか、重点的取組を 6 項目示しております。

この資料の右上に赤字で記載しておりますけれども、9 月の御報告から変更している点はありません。大枠の変更はございませんが、提出意見を踏まえまして、各項目で一部変更した点がございますので、本日は、次のページ以降で主な変更点を中心に説明を進めさせていただきたいと思っております。

次の 5 ページ目を御覧ください。このページは、2020 年度末までの周波数の再編の目標と達成状況についてでございますけれども、これについては変更ございません。

6 ページ目でございます。2025 年度末までの今後の周波数再編の目標でございますけれども、こちらも大枠の変更ございません。ただ一部、IoT・無線 LAN の部分に関しまして、アクションプランの本文の記載ぶりの明確化について御意見ございましたので、これについて次のページを御覧ください。御説明させていただきます。

7 ページ目でございますが、IoT・無線 LAN 関係で上から 2 つ目の東芝からの意見を御覧ください。意見に対する考え方の欄に修正前、修正後と記載しておりまして、修正前の記載では、6 GHz 帯の全体で最大 10 Gbps を実現というふうに読めてしまう文章になっていたんですけれども、そこを御指摘いただきまして、正しくは、6 GHz 帯では 1 チャンネル当たりで最大 10 Gb

p s となるチャンネルが複数確保できることが期待されておりますので、そのとおり明確化のための変更を行っております。

次のスライドを御覧ください。8 ページは公共業務用周波数についてですが、次のページも含めて変更はございません。

めくっていただきまして9 ページ目、ここも変更ございません。

10 ページ目を御覧ください。公共業務用関係の主な意見でございますけれども、NTTドコモから賛同意見をいただいております。また、2 つ目のソフトバンクからですが、賛同意見のほか、デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書に記載されておりました水防道路用のシステム、また、不公表のシステムについて、本アクションプラン案に記載されていないという御指摘をいただいております。

考え方の欄に記載しているとおりですが、既に懇談会報告でもデジタル化などの対応が終了した旨を記載しているシステムは、今回のアクションプランには含めていないということ。それから、不公表のシステムは、不公表のため記載しておりませんが、フォローアップは毎年しっかり実施していく旨を記載しております。

次のページを御覧ください。11 ページ目になります。このページからは5G等の普及に向けた対応ということでまとめております。

まず、このページは2.3GHz帯と2.6GHz帯の取組につきまして、1 つ目のポツ、2.3GHz帯について、赤の下線部分について、意見を踏まえて一部追記しております。

なお、2.3GHz帯の割当てに向けましては、先日、12月17日に開設指針案などの意見募集に係る報道発表を行っております。開設指針については、追って本審議会にもお諮りする予定になっておりますので、その際はどうぞよろしくお願いたします。

2つ目のポツ、2.6GHz帯については変更しておりません。

具体的な意見について、次のページで御紹介させていただきます。12ページ、2.3GHz帯については、上から2つ目のソフトバンクですが、ダイナミック周波数共用について、地理的・時間的な共用について慎重な検討が必要、また、共用ルールの策定を要望するという御意見をいただいております。また、3つ目のKDDIでございますけれども、携帯電話基地局の地理的及び時間的運用可能性を予見するための情報開示を希望されております。

これらの意見を踏まえまして、アクションプランの記載内容の変更を行っております。考え方の欄を御覧いただきたいんですけども、修正前は、ただ単に「制度整備と割当てを実施」と書いておりました。現在、システムの構築運用を行います電波有効利用促進センター、ARIBでございますけれども、また、携帯電話事業者や放送事業者を交えて、例えば実際のマラソン中継を想定した場合の携帯電話基地局の停波範囲のシミュレーションですとか、災害等でシステムが停止した場合の運用ルールなどを今、最終調整を行っているところでございます。

この点、アクションプランでも修正後に書いてありますように、「地理的・時間的な運用要件を踏まえた運用ルールの策定」という部分を、現状を踏まえまして明記したという修正を加えております。

次のページを御覧ください。5G等の4.9GHz帯の記述に変更はないですが、ちょうど真ん中辺りのローカル5Gに関連する記述について、赤の下線部分を追記しております。内容については、次の14ページを御覧ください。

4.9GHz帯に対する意見については、携帯電話各社から賛同意見のほか、上から2つ目で、終了促進措置の適用を含めた方針の提示ですとか、早期に利用可能となるような迅速な対応をとった要望をいただいております。また、一番下の枠ですけども、既存システム側からの御意見で、移行する場合は支援

策をお願いしたいといった要望をいただいております。

これらにつきましては、今後、ほかの無線システムに移行する場合に必要な事項について検討を進めること、また、既に情報通信審議会の作業班において共用困難という結果が示されているということで、今後移行する場合は、終了促進措置の活用を含めて、既存免許人への負担を最小限に抑えることが適切と考えるとしてございます。

次のページを御覧ください。15ページ目ですけれども、ローカル5Gについては賛同意見のほか、上から2つ目、広域利用を徐々に認めていくような、「段階的な制度改正」を要望する御意見をいただいております。これについては、2025年頃に向けた検討の前倒しも含め、検討を進めてまいるとしているところでございます。

また、一番下ですけれども、日本ケーブルテレビ連盟からの御意見を踏まえて、考え方の欄の括弧書きを追記しております。ローカル5Gでは、現在、自己土地利用が優先されておりまして、他者土地利用でサービス提供が行われている中で、自己土地利用の免許申請が後から行われた場合、そのエリア調整の考え方について、普及状況とか周波数の特性を踏まえて、ローカル5G導入ガイドラインの改定も含めて検討を進めるということを明記しているところでございます。

ローカル5Gに関する広域利用とエリア調整の考え方につきましては、今週末、12月24日ですけれども、情報通信審議会の新世代モバイル通信システム委員会が開催されることになっていまして、そこで審議が開始される予定になっております。

次のページを御覧ください。16ページ目でございますけれども、26GHz帯、その他の周波数帯については内容の変更ございません。ミリ波帯のローカル5Gについて、ちょうど真ん中辺りになりますけれども、先ほどと同様な追記

を行っております。

次の17ページ、40GHz帯については変更ございません。

18ページ目を御覧ください。御意見について、賛同意見のほか、例えば40GHz帯では、NTTドコモから、高い周波数帯の活用は技術的な難易度もあるので、割当てについては技術動向とのタイミングを考慮すべきとする御意見、ソフトバンク、楽天モバイルからは、今後の新たな衛星システムとの共用検討に係る御意見がございまして、これらの点も含めて検討を進めていくこととしております。

それから、下から2つ目、7025～7125MHzについては、ITUのWRC-23の議題となっております。アクションプラン本体には記載を行っていましたが、KDDIより、諸外国においても割当てを行うシステムを検討している段階でございまして、諸外国との整合が考慮されることが必要という意見をいただいております。

国内では、次のページでも御説明させていただきますが、無線LANの拡張の帯域にも相当しております。また、既存の放送事業者からも御意見いただいております。諸外国の動向を踏まえて既存システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧な検討を進めることが必要と考えるところとしてございます。

次のページを御覧ください。19ページ目になりますけれども、無線LANについてです。内容の変更はございませんけれども、先ほどの7025～7125MHz、5Gの候補帯域と申し上げたところ、右下のほうに青い字で表記しております。

また、上側の周波数の短冊で緑と黄色の部分のところですが、6425MHz以上については、既存システムとして放送事業用として使用されているところ、御意見をいただいております。

具体的には次の20ページでございまして、上から2つ目、放送事業者

からの御意見で、全部で21者からいただいております。具体的には、既存免許人の意見を十分に聴取した上で、スケジュールに固執することなく十分な審議をしてほしいという御意見でございます。

これについては、現在、情報通信審議会でも共用検討を行っておりまして、既存無線システムの運用に配慮しつつ、引き続き慎重かつ丁寧な検討を進めていくということでございます。

次のページを御覧ください。21ページになります。衛星関係になりますけれども、1.7/1.8GHz帯の携帯電話向け非静止衛星通信システムについて、赤の下線部分2か所を追記しております。

次のページを御覧ください。22ページ、他の衛星システムに関する記述でございますけれども、ここは変更ございません。

次の23ページを御覧ください。先ほど赤線を付しました1.7/1.8GHz帯ですけれども、楽天モバイルからは賛同意見をいただいております。

上から2つ目、それ以外の携帯電話事業者からも御意見いただいております。1ポツ目でございますけれども、現状、衛星通信への国際分配がなされていないので、無線通信規則の改正に向けた活動が実施される必要があるという御指摘。

それから、3ポツ目ですけれども、KDDIより、無線局の局種は、携帯電話の端末は陸上移動局であるところ、本システムは衛星との通信を行うので、携帯移動地球局としての免許が望ましいといった御意見をいただいております。

これら踏まえまして、修正後でございますけれども、無線通信規則など国際的な調和等の関係に留意しつつという点と、免許手続の在り方の検討、この2か所について追記を行ったというものでございます。

次のページを御覧ください。この24ページから26ページ目までは、その他のシステムということで、主な周波数再編、移行の推進について触れており

ますけれども、いずれも9月の報告から変更はございません。

ページめくっていただきまして、27ページを御覧いただければと思います。27ページ目は、Beyond 5Gの推進についてでございます。こちらも変更はございません。

次のページを御覧ください。主な意見でございます。おおむね賛同意見でございますが、一部御要望もいただいております。御意見も踏まえて検討を行っていきたいと考えております。

全ての提出意見とそれに対する考え方、次のページ以降にお示ししております。また、アクションプラン本体については、追記等を反映した資料を添付しておりますけれども、説明は割愛させていただきたいと思っております。

最後になりますが、いただいた御意見も踏まえ、アクションプランに記載の取組について着実に実施してまいりたいと考えております。

駆け足となりましたが、説明は以上となります。

○日比野会長 荻原課長、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 兼松代理、お願いします。

○兼松代理 荻原課長、御説明どうもありがとうございました。いつものことながらアクションプラン、非常に盛りだくさんで意欲的な内容になっていると考えますけれども、その中でも重点的取組として6項目を設定されたということで、この6項目いずれも重要だから重点的取組となっているんだと思いますが、何かこの中で特に優先して進めたいとか、急ぎの課題であるというような項目がもしございましたら教えていただければと存じます。よろしく願いいたします。

○荻原電波政策課長 御質問ありがとうございます。そういう意味では、御承

知のとおり、携帯電話の周波数の確保というのは極めて重要な課題と考えております。それから、技術の高度化に伴いまして無線LANの高度化もどんどん進んでおりますし、衛星通信システムも低軌道衛星を利用した新しい衛星、広帯域の新しいシステムの導入の提案がどんどん出てきて、世界的にいろいろ提案が出てきているところがございます、ここに挙げている重点項目、甲乙なかなかつけがたいですけれども、いずれも本当に喫緊の対応が必要な項目となっているというふうに認識しております。

そういう意味では、順番をつけにくく大変申し訳ないですけれども、そういう状況でございます。

○兼松代理 ありがとうございます。おっしゃるとおりかと思ひまして、また、この重点的取組、相互に両立しづらいところもあつたりですとか、調整がますます必要なところもあるのかと思ひまして、ざっくり申しますと、国際的動向との調和ですとか、各業種間の調和とか、利害関係の反する者同士の調整ですよ。

ということで、前から何度か申していますけれども、限られた電波をどうやってみんなでうまく使っていくかというところに尽きるかと思ひますけれども、総務省のかじ取りがますます非常に大事になってまいりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございました。

あとの先生方、いかがでしょう。

○笹瀬委員 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 お願いします。

○笹瀬委員 非常にきちっとされていていいと思ひます。特に今後は、低軌道衛星のようなものがどんどん普及してくる可能性があり、また、IoT機器、

無線LANに関しては、小型で軽量となると海外の製品がどんどん日本に入ってくる可能性が高いということもあるので、海外等の動向、非常に重要だと思います。

それで、日本独自のことを言うと、ローカル5Gをどううまく組み合わせるかが重要な課題で、特にローカル5Gが乱立したりすることがあると大騒ぎになってしまうので、そういう面では、その調整に関してはぜひうまくやっていただければと思います。無線をかなり自由に使えるという面では、ローカル5Gは期待も大きいですが、それがうまく動かないと困りますので、ぜひよろしくをお願いします。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。

○笹瀬委員 それから、もう一点。これは、2025年末にプラス16GHzですけど、傾向としては、もう高いところを使っていくしかないんですね。

○荻原電波政策課長 この16GHz幅、サブ6以下でも、例えば5Gの割当てのところでも説明申し上げましたが、まだいろいろ課題が残っているものの、4.9GHzの割当てが一つ候補になってございます。

ただ、今後の割当てとなりますと、6ページの表にもございますけども、6GHzより上の周波数帯の活用というのもかなり増えてくることになります。

16GHz幅については、事務的にも今後の周波数の確保の可能性について、かなり細かく分析した結果でございますけども、4.9GHz帯など、一部、サブ6の周波数帯の確保というのは見込まれるんですが、多くは高い周波数帯になってしまうことになります。

それから、ローカル5Gについての御指摘ありがとうございます。ローカル5Gに関しましては、自己土地利用から導入が始まっておりますけども、先ほど御説明申し上げましたとおり、今後、広域利用についての議論が始まると思います。そうしますと、先ほど笹瀬先生から御指摘いただいたように乱立する

と、かなりしっかりしたルールをつくっておかないと混乱が起きてしまうと思いますので、自己土地で閉じているうちは、お隣とのやり取りとかで、比較的狭い範囲の調整で済むとは思いますが、今後、広域利用になりますと、より問題が生じやすくなりますので、そういったルールづくりも今週末から情報通信審議会でも議論をお願いし、私どもも検討をしっかりと進めていきたいと思っています。

いずれにしても、ローカル5G、無線LANとか衛星とか様々なシステムと組合せて業務の効率化とか、高度化を達成していただくために導入していただきたいと思っていますので、そういったほかのシステムとの連携というのも実証を通じて検討が進んでいければと考えております。

以上です。

○笹瀬委員 どうもありがとうございました。

○林委員 林です。関連して1つよろしいでしょうか。

○荻原電波政策課長 お願いします。

○林委員 恐れ入ります。私も、ローカル5Gについて、笹瀬先生の御質問と関連するところに関心があるんですけども、資料で言うと13ページの辺り、さらなる導入の促進を図るところですが、これまでは、どちらかというとローカル5Gはケーブルテレビの有線のラストワンマイルの代替としての申請数が多かったような気がするんですけども、今後、自治体とか、あるいは大学とかで、そういった活用例がもっと増えていけばいいなと思っているんですが、まだまだ申請数や免許人数が少ないような気がしております。私が見たのでは、今年3月現在の申請者と免許人の数の一覧は把握できていますが、直近の数は把握できていないので、まず、それを教えていただきたいというのと、それから自治体とか、大学等の研究機関とか、そういったところの利活用例の促進策について、見直し等を教えていただければと思います。

以上です。

○荻原電波政策課長 最新の数字ですが、今、ローカル5Gの免許を取得されている方、正確な最新の数字が手元にすぐ出てこない状況ですけれども、60～70事業者だったと認識しておりまして、御指摘いただきましたとおり、ケーブルテレビ事業者がラストワンマイルで導入するというケースも多いと認識しております。

それ以外の例えば工場、農業、工事現場など、ローカル5Gの利活用の分野は、かなり幅広い分野に広がると期待しているわけですが、まだ機器が高価であることが大きな原因になっている部分もあり、そういった新しい利用分野は実験的な導入にとどまっているのが現状ではないかと思えます。

ただ、各事業者さんとかメーカーさんにおいて、例えばソフトウェアの共通利用とか、プラットフォームの共通利用とか、今、様々な工夫が提案されつつあり、電波利用料による実証実験も行っていますので、実証実験の取組や民間企業の方々でのプラットフォームの共通化、あるいはソフトウェアの共通化といったところでのコストの低廉化が進めば、13ページの絵に描いてありますような工場や工事現場などの様々な分野に利用が広がっていくんじゃないかなと考えています。

大学とか自治体でも、数は少ないですが、一部、研究用にとり、実験用に導入されている、実際、免許を取られている例もございます。今、具体的なデータは手元にないところでございます。

○林委員 分かりました。具体的な最新の申請者の数と免許人の数、それから、うち新規免許人が何人で、免許取得者数が何人でというのは、たしか一覧でありますよね。

○荻原電波政策課長 ございます。

○林委員 私は3月のデータは見ているんですけど、それ以降のデータを見て

いないので、3月時点だと47名だったので、最新のデータでは60名から70名という話だと、3月時点からかなり増えているということですので、直近のデータにつきまして、後日でも構わないのでご教示いただけましたら幸いです。

○荻原電波政策課長 承知しました。

○林委員 御教示いただけると助かります。

○荻原電波政策課長 提供させていただきたいと思います。

○林委員 ありがとうございます。

○日比野会長 あと、長田委員はいかがですか。

○長田委員 長田からは特にございません。

○日比野会長 ありがとうございます。

日比野です。寄せられた色々な意見・要望を踏まえて、アクションプランに具体的、適切に反映されていると全体的に思いますので、大変結構だと思います。

意見募集の結果公表は11月15日でしょうか。その上で特段のリアクションなどあったら教えていただければと思いますが、何かございましたか。

○荻原電波政策課長 意見募集の結果の公表の後は、特にリアクション等はございませんでした。

○日比野会長 意見をよく聞いていただけたという感じでしょうか。

○荻原電波政策課長 そうですね、意見が反映されていないといったようなことはなかったです。

○日比野会長 分かりました。結構です。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。荻原課長、長

時間ありがとうございました。

○荻原電波政策課長 ありがとうございました。

○兼松代理 ありがとうございます。

○日比野会長 それでは、以上で総合通信基盤局の審議は終了といたします。

総合通信基盤局の職員の皆様は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

報告事項（情報流通行政局）

(1) 情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）

○日比野会長 それでは、続きまして報告事項、情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）につきまして、鎌田国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○鎌田国際放送推進室長 情報流通行政局の鎌田と申します。

お配りさせていただきました情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）につきまして御説明をさせていただきます。

おめぐりいただきまして、1ページ目、全体で1ページでございますが、こちらに基づきまして御説明させていただきます。

今年の春に明らかになりました外資規制の不適合事案を受けまして、今年の6月から以下の論点について、総務省で外資規制の在り方に関する検討会を開催しまして、有識者の方々に御参加いただき、御議論をしてきたところです。

これまで、関係者からのヒアリングを行い、その後、主要論点を整理した上

で、今月の初めに取りまとめ（案）を策定したところです。

現在、取りまとめ（案）につきまして意見募集をかけているところで、その意見募集の結果を踏まえて、最終的な取りまとめをまとめていくべく、進めているところです。

この外資規制の在り方につきましては、電波監理審議会から6月3日に勧告と要望を頂いているところです。それを受けて6月9日の電波監理審議会で、この検討会を開催する旨を御報告させていただいたところです。

これから今回の取りまとめ（案）を御説明させていただきますが、頂いた勧告や要望の内容に触れながら、御説明を差し上げます。

大きく4つございますが、まず1つ目として、「チェックの強化」です。

今回の外資規制の不適合事案が起きた要因を考えますと、外資規制の適合状況について総務省で把握・検証ができる状況になっていなかったところが課題として挙げられ、こうした観点からの外資規制の実効性確保を高めていくことが、まず必要と考えているところです。

その観点から、「対応の方向性」の1つ目ですが、審査の厳正化を行っていくこととされています。

こちらにつきましては、頂いた勧告の1つ目で「外資規制の審査を強化するため、申請者から外国人の議決権比率を確認できる書類の提出を求めるようにするなどの審査体制の見直しを検討すべきである」とされていますが、そちらに沿うように、提出資料の様式等を整備して、議決権比率が確認できる書類等に整備していくこととされています。

この点、7月14日の電波監理審議会でも取り急ぎ対応の方向性ということで御説明させていただいたとおり、その内容に基づきまして政省令改正を先んじて行い、今月10日に施行し、必要な様式等の整備を行っているところです。

これに基づき、総務省が把握する仕組みを整備することが、「適合性チェック

の法制度化」です。

ここにつきましては、勧告でも「外資規制違反が発生した場合にそれを適時適切に把握するための仕組みの導入を検討すべきである」とされているところで、これを踏まえ、具体的には申請時だけではなく、外資規制の比率等の変更があった場合についても総務省に対して届出をしてもらい、状況に変化があった場合も確実に総務省で把握できるような仕組みを設ける必要があると提言されています。

加えて、2 ポツ目ですが、届出以外のものとして、例えば名義書換拒否制度で、事業者がその外資比率を外資規制の基準内に収めることができ、その活用状況等を定期的に報告する仕組みを併せて創設して、全体として外資規制に対する遵守を事業者において高めていただき、それを総務省がチェックしていく仕組みを設けていくことが提言されています。

併せまして、今日的な状況を踏まえた外資規制の在り方ということで確認しましたところ、コミュニティ放送については、県域で行われる類似のFM放送もあるといったことや、県域のFM放送に比べると社会的影響力が小さいといったことから、外資規制の具体的な内容を見直し、間接規制を廃止して直接規制のみとすると提言されています。

2 番目が「不適合時の対応」で、不適合になった場合の手続を明確化していく必要があるところです。

この「対応の方向性」ですが、まず、外資規制に不適合とならないようにすることが大前提として必要になり、1 ポツ目のとおり、外資比率が基準に近づいた場合には、特にチェックを強化し、先ほど申しあげました変更時の届出事項の中で、更に細かくチェックしていく仕組みを導入して、基準を超えないようにしていくことを行っていく必要があると提言されています。

その上で、やむを得ず外資比率が基準を超えてしまった場合には、不適合に

なった状況や視聴者への影響を勘案した上で、期限を定めて是正を求める制度を導入していくと提言されています。

こちらについては、電波監理審議会から要望をいただいております、具体的には「外資規制違反を是正するための猶予期間も設けられていない」と御要望を頂いております、それに呼応するように設けることと提言されています。

続きまして、3番目が「審査体制」です。御説明させていただいた実効性確保を行っていく仕組みにつきまして、総務省における審査体制をしっかりと強化していく必要があるというところです。実際の免許や認定の審査につきましては、現在、衛星放送、地上放送と放送の種類ごとに審査を担当する課が異なっているところ、関係課の間で審査手法が共有され、横断審査ができる仕組みを構築していくことが必要と考え、横串で見られるような外資規制審査官を要求しており、組織としての体制の強化に努めていくことを今、進めようとしているところです。

4番目が「その他」です。先ほどのコミュニティ放送に加え、今日的な観点から、外資規制の全体の在り方について再確認をしたところです。御要望などを踏まえて御議論いただいた結果、船舶や航空機に開設する無線局についての外資規制の廃止が提言されています。

こちらについては、多くの先進国において、もう既に外資規制がないといったことや、現行の外資規制では外国人による日本国籍の船舶や航空機への無線局の開設に対する規律ですが、外国人による外国籍の船舶や航空機への無線局の開設については既に外資規制が適用されていないことを踏まえると、外資規制を廃止しても大きな問題はないだろうと提言されているところです。

このように、全体として、諸事案を踏まえ外資規制の実効性確保と、今日的な外資規制の意義の在り方を整理して、このように取りまとめ（案）としてまとめられたものです。

今後は、冒頭申し上げましたとおり、意見募集を行った上で、令和4年1月をめぐりに取りまとめ、この提言を受け、総務省としても必要な制度整備を進めていくところです。

簡単ではございますが、以上です。

○日比野会長 鎌田室長、御説明ありがとうございました。

それでは、本件につきまして御質問、御意見等、よろしく申し上げます。兼松代理、よろしいですか。

○兼松代理 では、よろしいでしょうか。

○日比野会長 お願いします。

○兼松代理 鎌田室長、御説明どうもありがとうございました。

現在、意見募集中とのことですが、これはいつまで行われるのでしょうか。

○鎌田国際放送推進室長 来年の1月7日までを予定しています。

○兼松代理 分かりました。そうしますと、まだどんなものが挙がってきているかというのは把握されていないと。

○鎌田国際放送推進室長 ぎりぎりになって提出される意見も多くございますので、全体像はまだつかめていないという状況です。

○兼松代理 分かりました。それは、また取りまとめられたところで拝見したいと思っておりますけれども、今般、外資規制の問題が生じたときに、私も改めまして関連法令を拝見しまして、確かにいろいろと不備な点があるということに気がついたわけですが、この機会に改めて、なぜ外資規制が行われるのかという目的に立ち返りまして、その目的に合った内容に規制なり、法令なり、手続なりを直していくのがいいのかと思った次第ですが、今、取りまとめられる案を拝見いたしますと、要するに、ただ規制をすればいいというものではなく、実態に合ったものに変更されていくのではないかと期待してお

りますので、ぜひお進めいただきたいと思っております。

以上でございます。

○日比野会長 よろしく申し上げます。

それでは、林委員はいかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。お取りまとめいただきまして、ありがとうございます。ここに掲げられていることについて私も賛成でございますので、ぜひ最終的な取りまとめに向けて御努力をお願いしたいところでございますけれども、今日頂いた資料で幾つかの項目があったんですが、先ほど鎌田様から口頭では丁寧に御説明があったんですが、このスライド自身には、電監審の勧告、あるいは要望について特に言及がなくて、電監審の勧告とか要望がどの部分の項目に関するものなのかというのは、スライドでは可視化されていません。資料上は、現状・課題ということで一くくりになっていますので、勧告があった部分、あるいは要望があった部分、それ以外の部分をそれぞれ可視化していただくと、より分かりやすいかと思ったところです。

以上です。

○鎌田国際放送推進室長 ありがとうございます。まず、林委員からの御指摘でございますが、こちら概要でございまして、実際の本体につきましては二、三十ページもののワードファイルのような形で書かせていただいているところでございまして、そちらについて、電波監理審議会から全体として御指摘があったというところは必要などころには書いておりますので、中身も精査した上で、最終的な取りまとめの段階で、より分かる形になるように精査をしてまいりたいと考えております。

○林委員 承知しました。もちろん案の本体のほうに電監審の勧告なり、要望のことについて言及があるのは私も承知しているんですけど、本日御説明いただいた資料にはそれがなかったので、これは中身についての話じゃなくて見せ

方の問題で、その点の記載もあると、より経緯も分かって資料として分かりやすいのではないかと思ったので、その点までの指摘でございます。

○鎌田国際放送推進室長 ありがとうございます。

○日比野会長 よろしく申し上げます。

あと、長田委員、いかがでしょう。

○長田委員 長田でございます。私どもからの意見にも応えて、仕組みが創設されたということはよかったと思っています。

いずれにしろ、仕組みができた上で、それが潤滑に回っていくということが大切だと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田国際放送推進室長 承知いたしました。引き続きよろしくお願いいたします。

○日比野会長 よろしく申し上げます。

あと、笹瀬委員、いかがでしょうか。

○笹瀬委員 この方向性でいいと思います。1つだけ質問ですけれども、この有識者検討会のときに、対応の方向性で何か苦勞されたところはあるのでしょうか。意見が分かれたとか。

○日比野会長 紛糾したとかですね。

○笹瀬委員 紛糾したところがあれば教えていただければ幸いです。

○鎌田国際放送推進室長 それほど大きな議論というのはなかったのですが、1つあったとすれば、電波監理審議会からの要望で頂いております取消し猶予の在り方について、どういう形で設けるべきかということについては様々な意見がございました。資料に記載のとおり、まずは基本的に外資規制にしっかりと適合させることが大前提であって、その上でやむを得ない場合には是正を求めるといふこととし、最初から猶予があるという形にしてしまうと、それを見越して事業者が対応し、モラルハザードのようなことが起きてしまうのではな

いかというような御指摘があったところです。

○笹瀬委員 ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。

来年1月の通常国会のスタートに向けて、おおむね当初のスケジュールどおりの施行かと思っておりますので、大変結構かと思っております。

それから、今回のいろんな事案を契機に、まとまった形で外資規制の今日的な観点での見直しなどがなされたんであろうと思っております。そういう意味では、災い転じてというか、よかったと思っております。

以上、意見でございます。

この先の最終取りまとめ、どうぞよろしく願いいたします。

○鎌田国際放送推進室長 こちらこそ、引き続きよろしく申し上げます。

○藤野大臣官房審議官 審議官の藤野でございます。日比野先生をはじめ、今般、外資規制の関係については、本当に様々な御議論をいただいた次第でございまして、どうもありがとうございました。

そもそもが平成29年の東北新社の1月の認定の諮問のところで、総務省に不備があったところから発端があったものでございまして、御指摘や勧告を頂いたことを踏まえまして、今般、こういった審査体制の強化、チェックの強化等、それから、対応としては認定や免許の取消ししかないといった制度のところをもっと多角的に対応できるような制度にしようということで、今、御提言を頂きつつあるところでございまして、本日御説明させていただいたように、時期としては来年1月に取りまとめという見通しで進んでおりますので、速やかに必要な法改正等、国会にも御提案して進めていきたいと思っております。節目節目で御報告させていただきたく、引き続き御指導をよろしく願いいたします。

○日比野会長 藤野審議官、ありがとうございます。

それでは、本件は以上でよろしいでしょうか。本報告事項については、以上で終了にしたいと思います。ありがとうございました。

○藤野大臣官房審議官 どうもありがとうございました。

○鎌田国際放送推進室長 ありがとうございました。

○兼松代理 ありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○日比野会長 それでは、本日はこれにて終了ということでございます。答申した旨の通知につきましては、所定の手続によって事務局から総務大臣宛てに提出してください。

なお、次回開催は令和4年1月11日火曜日15時からを予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会といたします。ありがとうございました。